

公的資金補償金免除繰上償還に係る財政健全化計画を策定しました

繰上償還とは、施設整備等のために借り入れた資金の全部又は一部を所定の期限前に繰り上げて償還することをいいます。

今までも、繰上償還を行うことはできましたが、その際に償還期限分の予定利子相当額を補償金として支払わなければなりませんでした。

国の施策による「公的資金補償金免除繰上償還」とは、国の公的資金(旧資金運用部資金・旧簡易生命保険資金)から借り入れした地方債の繰上償還を行う際に、支払うべき補償金を免除するという制度です。

ただし、もともとは施設整備等の際に資金不足のため借り入れた資金であり、現状で繰上償還をできるだけ資金を持っているわけではありませんので、繰上償還を行うために新たに資金を借りることになります。新たに借り入れる資金の金利と今までに借りていた資金の金利との差が「公的資金補償金免除繰上償還」のメリットになるわけです。

国が定める「公的資金補償金免除繰上償還」の実施期間は平成19年度から平成21年度の3ヶ年で、年度により対象となる資金の種類及び借入金利が定められます。

平成19年度は年利7%以上の資金が対象でしたが、仁木町においては該当する資金がありませんでした。

仁木町が該当する各年度の対象資金及び金利は次のとおりです。

平成20年度 平成3年度以前に借入れた旧資金運用部資金で年利6.0%以上7.0%未満のもの

平成21年度 平成3年度以前に借入れた旧資金運用部資金で年利5.0%以上6.0%未満のもの

及び

平成3年度以前に借入れた旧簡易生命保険資金で年利5.0%以上7.0%未満のもの

「公的資金補償金免除繰上償還」を行うには、財政状況の分析、行政改革に関する施策や繰上償還に伴う行政改革推進効果等を示した財政健全化計画を策定する必要があります。仁木町においても、この計画が財務大臣及び総務大臣から承認されましたので、その概要をお知らせします。

繰上償還額

(単位:千円)

	平成20年度	平成21年度	合計
旧資金運用部資金	104,162	21,947	126,109
旧簡易生命保険資金	-	59,855	59,855
合計	104,162	81,802	185,964

* 繰上償還の一部については国の償還予定枠の関係上減額調整される可能性があります。

- 旧資金運用部資金
 旧簡易生命保険・公営企業金融公庫資金

補償金免除繰上償還に係る財政健全化計画

注 □にレを付けること。

I 基本的事項

1 団体の概要

団体名	仁木町	国調人口 (H17. 10. 1現在)	3,967
構成団体名		職員数 (H20. 4. 1現在)	49

注1 団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記入し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。

2 「職員数」欄は、普通会計の全職員数を記入すること。

2 財政指標等

財政力指数	0.162 (H19)	標準財政規模 (百万円)	1,909 (H18)
実質公債費比率 (%)	19.1 (H19)	地方債現在高 (百万円)	5,688 (H18)
経常収支比率 (%)	91.6 (H18)	うち普通会計債現在高 (百万円)	5,688 (H18)
実質収支比率 (%)	0.7 (H18)	うち公営企業債現在高 (百万円)	
		積立金現在高 (百万円)	506 (H18)

注1 財政力指数及び実質公債費比率については、平成18年度又は平成19年度の数値を、経常収支比率については、平成17年度又は平成18年度の数値をそれぞれ記入すること。これら以外の数値については、直近の地方財政状況調査及び公営企業決算状況調査の報告数値を記入すること。

なお、一部事務組合等に係る財政力指数、実質公債費比率、経常収支比率については、当該一部事務組合等の構成団体の各数値を加重平均したものをを用いるものとする（ただし、旧資金運用部資金及び旧簡易生命保険資金について対象としない財政力指数1.0以上の団体の区分については構成団体の中で最も低い財政力指数を記入すること。）。

2 財政指標については、条件該当年度を（ ）内に記入すること。また、財政力指数以外の財政指標については、数値相互間で年度（地方財政状況調査における年度）を混在して使用することがないよう留意すること。

3 合併市町村等における合併市町村基本計画等の要旨

- 新法による合併市町村、合併予定市町村の合併市町村基本計画の要旨
 旧法による合併市町村の市町村建設計画の要旨
 該当なし

注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。

2 「旧法による合併市町村」とは、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。

3 □にレを付けた上で要旨を記入すること。また、要旨については、別様としても差し支えないこと。

4 財政健全化計画の基本方針等

区 分	内 容
計 画 名	公的資金補償金免除繰上償還に係る財政健全化計画
計 画 期 間	平成20年度～平成24年度
既 存 計 画 と の 関 係	行財政改革の推進について（自立する場合の基本的な取組）（H17～H21） 仁木町公債費負担適正化計画（H19～H25） 仁木町行財政構造改革プラン（H20～H23）
公 表 の 方 法 等	町議会への報告、広報にき及び町ホームページ等による公表
基 本 方 針	本町の財政状況は、国の三位一体の改革による地方交付税削減の影響により一般財源が減少し、また義務的経費である扶助費の増加、公債費についても元金償還がピークを迎えている状況で財政の硬直化が進んでいる。 このような状況の中、計画的な財政運営及び中長期的な財政の健全性維持を目指して公的資金の繰上償還を実施するとともに、財政健全化に向けた具体的取組方針、目標効果額及び財政指標の数値を示した今後5年間の財政健全化計画を策定することで、健全な財政運営の確保を図る。

注 計画期間については、原則として平成20年度から24年度までの5か年とすること。

基本的事項（つづき）

5 繰上償還希望額等

(単位：百万円)

区 分		年利5%以上6%未満	年利6%以上7%未満	年利7%以上	合 計
旧資金運用部資金	繰上償還希望額	22.0	104.2		126.2
	補償金免除額	2.8	17.8		20.6
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額	(59.9)			(59.9)
公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額				

注1 旧簡易生命保険資金・公営企業金融公庫資金に係る財政健全化計画を作成する場合には「旧資金運用部資金」欄を空欄とし、旧資金運用部資金に係る財政健全化計画を作成する場合には「旧簡易生命保険資金」欄及び「公営企業金融公庫資金」欄は、それぞれ平成20年度に承認された財政健全化計画に計上された額を参考値として()書きで記入すること(以下、6において同じ。)

2 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所に予め相談・調整の上、確認した補償金免除(見込)額を記入すること。

3 各欄の数値は小数点第2位を切り上げて、小数点第1位まで記入すること。従って各欄の単純合計と「合計」欄の数値は一致しない場合があること。

6 平成20年度以降各期における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度末残高)	年利7%以上 (平成20年度末残高)	合 計
普通 会計 債	義務教育施設等整備事業債	21,947	104,162		126,109
小 計 (A)		21,947	104,162		126,109
出 一 般 債 等 計					
小 計 (B)					
合 計 (A)+(B)		21,947	104,162		126,109

【旧簡易生命保険資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成21年度末残高)	年利7%以上 (平成20年度9月期残高)	合 計
普通 会計 債	義務教育施設整備事業債	(59,855)			(59,855)
小 計 (A)		(59,855)			(59,855)
出 一 般 債 等 計					
小 計 (B)					
合 計 (A)+(B)		(59,855)			(59,855)

【公営企業金融公庫資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成20年度9月期残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度9月期残高)	年利7%以上 (平成20年度9月期残高)	合 計
普通 会計 債					
小 計 (A)					
出 一 般 債 等 計					
小 計 (B)					
合 計 (A)+(B)					

注1 地方債計画の区分ごとに記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

財政状況の分析

区 分	内 容				
財務上の特徴	<p>本町は人口3,967人（H17国調）で、果樹、そ菜、水稲を主とする第1次産業中心の町です。</p> <p>歳入においては、柱となる地方税が税源移譲により増加するものの、歳入総額の5割を地方交付税が占めており、依然として交付税の動向が町財政に大きな影響を与えています。</p> <p>歳出では、平成19年にピークを迎える公債費負担が大きくなっている。また、職員の年齢構成の偏りが大きいことから人件費の割合も高い状況となっています。</p>				
財政運営課題	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="467 719 636 763">課 題</td> <td data-bbox="636 719 1340 763">公債負担の適正化</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="467 763 1340 864"> 庁舎等公共施設整備や公営住宅の建て替えなど、大型事業の実施により実質公債費比率が高いが、公債費負担適正化計画の策定を行い、実質公債費比率の逡減に努めます。 </td> </tr> </table>	課 題	公債負担の適正化	庁舎等公共施設整備や公営住宅の建て替えなど、大型事業の実施により実質公債費比率が高いが、公債費負担適正化計画の策定を行い、実質公債費比率の逡減に努めます。	
	課 題	公債負担の適正化			
	庁舎等公共施設整備や公営住宅の建て替えなど、大型事業の実施により実質公債費比率が高いが、公債費負担適正化計画の策定を行い、実質公債費比率の逡減に努めます。				
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="467 864 636 909">課 題</td> <td data-bbox="636 864 1340 909">公営企業繰出金の適正運用</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="467 909 1340 1010"> 統合簡易水道事業の実施により、公営企業に対する繰出金は年々増加する見込であるため、実質公債費比率を上げる大きな要因になっています。 </td> </tr> </table>	課 題	公営企業繰出金の適正運用	統合簡易水道事業の実施により、公営企業に対する繰出金は年々増加する見込であるため、実質公債費比率を上げる大きな要因になっています。	
	課 題	公営企業繰出金の適正運用			
	統合簡易水道事業の実施により、公営企業に対する繰出金は年々増加する見込であるため、実質公債費比率を上げる大きな要因になっています。				
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="467 1010 636 1055">課 題</td> <td data-bbox="636 1010 1340 1055">給与水準・定員管理の適正合理化</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="467 1055 1340 1155"> 行財政運営の効率化と行政コストの削減などを図るため、職員数並びに人件費の削減が急務となったことから、これまで定年退職者不補充や各種手当の削減を実施しています。 </td> </tr> </table>	課 題	給与水準・定員管理の適正合理化	行財政運営の効率化と行政コストの削減などを図るため、職員数並びに人件費の削減が急務となったことから、これまで定年退職者不補充や各種手当の削減を実施しています。		
課 題	給与水準・定員管理の適正合理化				
行財政運営の効率化と行政コストの削減などを図るため、職員数並びに人件費の削減が急務となったことから、これまで定年退職者不補充や各種手当の削減を実施しています。					
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="467 1155 636 1200">課 題</td> <td data-bbox="636 1155 1340 1200">収入の確保</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="467 1200 1340 1301"> 徴収率は年々上昇しているが、臨戸徴収等、未収金徴収対策の更なる強化を図ります。また、使用料・手数料等公共料金の見直しを図り収入の確保に努めます。 </td> </tr> </table>	課 題	収入の確保	徴収率は年々上昇しているが、臨戸徴収等、未収金徴収対策の更なる強化を図ります。また、使用料・手数料等公共料金の見直しを図り収入の確保に努めます。		
課 題	収入の確保				
徴収率は年々上昇しているが、臨戸徴収等、未収金徴収対策の更なる強化を図ります。また、使用料・手数料等公共料金の見直しを図り収入の確保に努めます。					
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="467 1301 636 1346">課 題</td> <td data-bbox="636 1301 1340 1435"></td> </tr> </table>	課 題				
課 題					
留意事項					

注1 「財務上の特徴」欄は、人口や産業構造、財政構造や地域特性等を踏まえて記載すること。また、財政指標等について、経年推移や類似団体との水準比較などをし、各自工夫の上説明すること。

2 「財政運営課題」欄は、税収入の確保、給与水準・定員管理の適正合理化、公債負担の健全化、公営企業繰出金の適正運用、地方公社・第三セクターの適正な運営等、団体が認識する財政運営上の課題及びその具体的施策について、優先度の高いものから順に記入する。また、財政運営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「財政運営課題」で取り上げた項目の他に、財政運営に当たって補足すべき事項を記入すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。

今後の財政状況の見通し

(単位：百万円)

区 分	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
	(計画前5年度) (決算)	(計画前4年度) (決算)	(計画前3年度) (決算)	(計画前々年度) (決算)	(計画前年度) (決算見込)	(計画初年度)	(計画第2年度)	(計画第3年度)	(計画第4年度)	(計画第5年度)
地方税	244	241	245	235	271	253	252	252	252	252
地方譲与税	106	118	123	133	108	103	103	102	101	101
地方特例交付金	7	7	6	4	3	2	2	2	2	2
地方交付税	1,653	1,587	1,639	1,655	1,693	1,692	1,668	1,642	1,601	1,507
小計(一般財源計)	2,010	1,953	2,013	2,027	2,075	2,050	2,025	1,998	1,956	1,862
分担金・負担金	19	13	16	12	10	10	10	10	10	10
使用料・手数料	93	85	85	59	57	60	62	62	62	62
国庫支出金	164	280	253	231	180	112	118	202	205	100
うち普通建設事業に係るもの	65	184	156	154	91	12	18	102	105	
都道府県支出金	130	138	104	144	121	123	125	125	125	125
うち普通建設事業に係るもの										
財産収入	15	11	10	9	11	11	10	10	10	10
寄附金	1	3	2	1	3					
繰入金	385	351	184	295	286	68	31	127	56	34
繰越金	31	23	29	16	14	5	5	5	5	5
諸収入	54	152	144	129	51	29	33	32	32	32
うち特別会計からの貸付金返済額										
うち公社・三社からの貸付金返済額										
地方債	493	416	341	310	247	169	122	277	303	85
特別区財政調整交付金										
歳入合計	3,395	3,425	3,181	3,233	3,055	2,637	2,541	2,848	2,764	2,325
人件費 a	680	693	579	567	569	445	437	487	417	394
うち職員給	437	421	374	366	334	306	301	302	283	299
物件費 b	471	448	439	393	352	384	350	352	349	349
維持補修費 c	65	70	86	68	74	78	74	75	74	74
a + b + c = d	1,216	1,211	1,104	1,028	995	907	861	914	840	817
扶助費	160	165	166	182	187	213	214	214	216	216
補助費等	411	437	422	431	458	520	482	468	481	481
うち公営企業(法通)に対するもの										
普通建設事業費	497	549	441	501	244	49	64	333	326	30
うち補助事業費	140	367	312	313	226	28	50	306	315	
うち単独事業費	357	182	129	188	18	21	14	27	11	30
災害復旧事業費		10								
失業対策事業費										
公債費	647	633	668	696	709	701	678	661	630	480
うち元金償還分	499	490	534	571	586	588	579	571	546	401
積立金	246	160	121	127	194	1	1	1	1	0
貸付金	4	5	4	3	3	2	2	2	2	2
うち特別会計への貸付金										
うち公社、三社への貸付金										
繰出金	190	226	240	251	265	244	239	255	268	299
うち公営企業(法非通)に対するもの	10	28	34	46	43	67	61	77	90	121
その他										
歳出合計	3,371	3,396	3,166	3,219	3,055	2,637	2,541	2,848	2,764	2,325

【財政指標等】

(単位：百万円)

区 分	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
	(計画前5年度) (決算)	(計画前4年度) (決算)	(計画前3年度) (決算)	(計画前々年度) (決算)	(計画前年度) (決算見込)	(計画初年度)	(計画第2年度)	(計画第3年度)	(計画第4年度)	(計画第5年度)
形式収支	16	22	15	14	0	0	0	0	0	0
実質収支	16	22	15	14	0	0	0	0	0	0
標準財政規模	1,853	1,804	1,873	1,909	1,955	2,071	2,044	2,015	1,971	1,875
財政力指数	0.153	0.158	0.162	0.165	0.162	0.161	0.160	0.161	0.164	0.168
実質赤字比率 (%)						0	0	0	0	0
経常収支比率 (%)	88.5	89.8	90.2	91.6	92.2	87.4	87.3	86.8	85.3	80.9
実質公債費比率 (%)	-	-	-	19.1	19.9	19.6	18.8	18.0	17.7	16.8
地方債現在高	6,216	6,141	5,948	5,688	5,349	4,920	4,463	4,170	3,928	3,613
積立金現在高	927	737	673	506	414	346	316	190	135	102
財政調整基金	134	94	71	63	46	38	38	38	38	38
減債基金	648	502	466	341	357	297	278	152	96	62
その他特定目的基金	145	141	136	102	11	11	0	0	0	0

注 実質公債費比率は、平成18年度(平成15年度から平成17年度までの3か年平均)の数値を基準年度とした場合は平成17年度欄から、平成19年度(平成16年度から平成18年度までの3か年平均)の数値を基準年度とした場合は平成18年度欄から、それぞれ記入すること。

行政改革に関する施策

項目	の課題番号	具体的内容
1 合併予定市町村等によってはその予定とこれに伴う行革内容		
2 行革推進法を上回る職員数の純減や人件費の総額の削減		平成17年度（一部平成16年度）から実施している集中改革プランでは、退職職員の不補充により人件費を削減するため、プラン最終目標普通会計職員数を52名（平成22年4月1日時点）としているが、平成20年4月1日現在の普通会計職員数は49名であり、既に目標値を上回る職員数の純減を行っています。今後においても、職員数の削減だけにとどまらず本俸及び各種手当の削減を行い、人件費抑制を図ります。
地方公務員の職員数の純減の状況		集中改革プラン数値：平成16年度8名 平成19年度2名 平成20年度4名 計14名 実人数：平成16年度8名 平成18年度4名 平成19年度7名 平成20年度2名（予定） 計21名
給与のあり方		<ul style="list-style-type: none"> ・H16.10～収入役廃止（助役兼掌） ・H17.4～一時金について国公より0.2月分削減（4.40 4.20）、管理職手当削減（課長職10% 8%、主幹職8% 6.4%） ・H18.4～給与構造改革（国公準拠）、特殊勤務手当全廃、退職時特別昇給廃止（定年・勤奨） ・H19.4～一時金について国公より0.2月分削減（4.25 4.05）、管理職手当削減（課長職8% 7.5%、主幹職6.4% 6%） ・H20.4～H20からH23までの4年間、一般職給料10%削減（一時金、管理職手当、時間外手当等は削減後の金額を反映）
国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直し、地域手当のあり方		平成18年4月に給与構造の見直済みであり、給料表は国公準拠となっています。地域手当は該当ありません。
技能労務職員の給与のあり方		対象者なし。今後も採用予定なし。
退職時特昇等退職手当のあり方		定年及び勤奨退職時特昇は平成18年4月に廃止しています。
福利厚生事業のあり方		元気回復事業など職員に対して行う福利厚生事業の一部を職員団体（互助会）へ委任しているため、町から団体に対して、毎年一定額を補助していますが、毎年、補助額の削減を行っています。（平成15年度：950千円、平成20年度：400千円） また、共済費（市町村共済組合負担金）については、集中改革プランに沿った職員数の純減に努め、共済費抑制を図ります。
3 物件費の削減、指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用等		
物件費の削減		平成16年度：北後志地区の日帰り出張旅費の日当廃止・特殊勤務手当の全廃 225千円 平成17年度：日帰り出張旅費の日当全廃・職員への被服貸与の廃止 平成18年度：指定管理者制度の導入 5,417千円 平成19年度：職員の自主清掃等による庁舎清掃委託料の見直し（平成19年10月から） 1,600千円 平成20年度：職員の自主清掃等による庁舎清掃委託料の見直し 3,150千円
指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用		指定管理者制度については、平成18年度13施設、平成19年度1施設において導入済みですが、そのうち4施設について、平成21年度までに譲渡（2施設）、廃止（2施設）に向け協議を進めます。

行政改革に関する施策（つづき）

項目	の課題番号	具体的内容																											
4 地方税の徴収率の向上、売却可能資産の処分等による歳入の確保		地方税等においては、担当職員による臨戸徴収、債権差押の通告等、さらには道税事務所及び後志広域連合への徴収引き継ぎを行い、徴収率95%以上を維持していますが、引き続き徴収率の上昇に努めます。また、平成19年6月には、広報紙を通じて、町税の増大、雇用の場の拡大及び地場産品の消費拡大など、町財源の確保と町内産業振興を目的に、町有資源を有効活用する企業誘致を実施しています。																											
5 地方公社の改革や地方独立行政法人への移行の促進		該当なし																											
6 行政改革や財政状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入																													
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td data-bbox="143 488 654 593">行政改革や財政状況に関する情報公開</td> <td data-bbox="654 488 813 593"></td> <td data-bbox="813 488 2125 593"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="143 593 654 699"> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td data-bbox="143 593 654 699">給与及び定員管理の状況の公表</td> <td data-bbox="654 593 813 699"></td> <td data-bbox="813 593 2125 699">人事行政の運営等の状況の公表に関する条例に基づき、町広報紙及び町ホームページにより職員の給与、定員及び勤務条件等について情報提供を行なっています。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="143 699 654 804">財政情報の開示</td> <td data-bbox="654 699 813 804"></td> <td data-bbox="813 699 2125 804">財政事情説明書の作成及び公表に関する条例に基づき、毎年度2回、半期毎の歳入歳出予算執行状況等について町広報紙に掲載するとともに、前年度の決算状況については、上半期の予算執行の状況と合わせて町広報紙に掲載しています。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="143 804 654 909">公会計の整備</td> <td data-bbox="654 804 813 909"></td> <td data-bbox="813 804 2125 909">バランスシートについては、総務省方式により平成11年度決算から作成していますが、今後、4諸表の作成について基準モデル又は総務省改定モデルにより、平成23年度までの導入に向け整備に取り組みます。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="143 909 654 1015">行政評価の導入</td> <td data-bbox="654 909 813 1015"></td> <td data-bbox="813 909 2125 1015"></td> </tr> </table> </td> <td data-bbox="654 593 813 699"></td> <td data-bbox="813 593 2125 699"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="143 699 654 804"></td> <td data-bbox="654 699 813 804"></td> <td data-bbox="813 699 2125 804"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="143 804 654 909"></td> <td data-bbox="654 804 813 909"></td> <td data-bbox="813 804 2125 909"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="143 909 654 1015"></td> <td data-bbox="654 909 813 1015"></td> <td data-bbox="813 909 2125 1015"></td> </tr> </table>	行政改革や財政状況に関する情報公開			<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td data-bbox="143 593 654 699">給与及び定員管理の状況の公表</td> <td data-bbox="654 593 813 699"></td> <td data-bbox="813 593 2125 699">人事行政の運営等の状況の公表に関する条例に基づき、町広報紙及び町ホームページにより職員の給与、定員及び勤務条件等について情報提供を行なっています。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="143 699 654 804">財政情報の開示</td> <td data-bbox="654 699 813 804"></td> <td data-bbox="813 699 2125 804">財政事情説明書の作成及び公表に関する条例に基づき、毎年度2回、半期毎の歳入歳出予算執行状況等について町広報紙に掲載するとともに、前年度の決算状況については、上半期の予算執行の状況と合わせて町広報紙に掲載しています。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="143 804 654 909">公会計の整備</td> <td data-bbox="654 804 813 909"></td> <td data-bbox="813 804 2125 909">バランスシートについては、総務省方式により平成11年度決算から作成していますが、今後、4諸表の作成について基準モデル又は総務省改定モデルにより、平成23年度までの導入に向け整備に取り組みます。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="143 909 654 1015">行政評価の導入</td> <td data-bbox="654 909 813 1015"></td> <td data-bbox="813 909 2125 1015"></td> </tr> </table>	給与及び定員管理の状況の公表		人事行政の運営等の状況の公表に関する条例に基づき、町広報紙及び町ホームページにより職員の給与、定員及び勤務条件等について情報提供を行なっています。	財政情報の開示		財政事情説明書の作成及び公表に関する条例に基づき、毎年度2回、半期毎の歳入歳出予算執行状況等について町広報紙に掲載するとともに、前年度の決算状況については、上半期の予算執行の状況と合わせて町広報紙に掲載しています。	公会計の整備		バランスシートについては、総務省方式により平成11年度決算から作成していますが、今後、4諸表の作成について基準モデル又は総務省改定モデルにより、平成23年度までの導入に向け整備に取り組みます。	行政評価の導入															<p>建設事業に係る地方債の新規発行については、仁木町公債費負担適正化計画及び仁木町行政財政構造改革プランに基づき、事業の必要性や緊急性を考慮のうえ抑制を図ることにより、公債費負担の健全化に努めます。</p> <p>自主財源確保のため、受益者負担の原則に基づき、公共施設の使用料について見直しを行うとともに、減免規定の見直しを進めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水道使用料の改定：30%増 ・各公共施設使用料の改定：減免率80%から50%へ ・各種手数料の改定：図面交付閲覧手数料（720円 1,000円）、所得証明手数料（300円 400円）等 ・建物・土地貸付使用料等の改定：職員住宅等10%増
行政改革や財政状況に関する情報公開																													
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td data-bbox="143 593 654 699">給与及び定員管理の状況の公表</td> <td data-bbox="654 593 813 699"></td> <td data-bbox="813 593 2125 699">人事行政の運営等の状況の公表に関する条例に基づき、町広報紙及び町ホームページにより職員の給与、定員及び勤務条件等について情報提供を行なっています。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="143 699 654 804">財政情報の開示</td> <td data-bbox="654 699 813 804"></td> <td data-bbox="813 699 2125 804">財政事情説明書の作成及び公表に関する条例に基づき、毎年度2回、半期毎の歳入歳出予算執行状況等について町広報紙に掲載するとともに、前年度の決算状況については、上半期の予算執行の状況と合わせて町広報紙に掲載しています。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="143 804 654 909">公会計の整備</td> <td data-bbox="654 804 813 909"></td> <td data-bbox="813 804 2125 909">バランスシートについては、総務省方式により平成11年度決算から作成していますが、今後、4諸表の作成について基準モデル又は総務省改定モデルにより、平成23年度までの導入に向け整備に取り組みます。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="143 909 654 1015">行政評価の導入</td> <td data-bbox="654 909 813 1015"></td> <td data-bbox="813 909 2125 1015"></td> </tr> </table>	給与及び定員管理の状況の公表		人事行政の運営等の状況の公表に関する条例に基づき、町広報紙及び町ホームページにより職員の給与、定員及び勤務条件等について情報提供を行なっています。	財政情報の開示		財政事情説明書の作成及び公表に関する条例に基づき、毎年度2回、半期毎の歳入歳出予算執行状況等について町広報紙に掲載するとともに、前年度の決算状況については、上半期の予算執行の状況と合わせて町広報紙に掲載しています。	公会計の整備		バランスシートについては、総務省方式により平成11年度決算から作成していますが、今後、4諸表の作成について基準モデル又は総務省改定モデルにより、平成23年度までの導入に向け整備に取り組みます。	行政評価の導入																			
給与及び定員管理の状況の公表		人事行政の運営等の状況の公表に関する条例に基づき、町広報紙及び町ホームページにより職員の給与、定員及び勤務条件等について情報提供を行なっています。																											
財政情報の開示		財政事情説明書の作成及び公表に関する条例に基づき、毎年度2回、半期毎の歳入歳出予算執行状況等について町広報紙に掲載するとともに、前年度の決算状況については、上半期の予算執行の状況と合わせて町広報紙に掲載しています。																											
公会計の整備		バランスシートについては、総務省方式により平成11年度決算から作成していますが、今後、4諸表の作成について基準モデル又は総務省改定モデルにより、平成23年度までの導入に向け整備に取り組みます。																											
行政評価の導入																													
7 その他	・ ・																												

注1 上記区分に応じ、「 財政状況の分析」の「財政運営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策が明らかとなるよう、に付した課題番号を引用しつつ、記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

